

○文部科学省告示第百五十二号

教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）を実施するため、教科書の定価認可基準の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年十月十六日

文部科学大臣 阿部 俊子

教科書の定価認可基準の一部を改正する告示

教科書の定価認可基準（昭和五十五年文部省告示第四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後	
教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）第十一条の規定による文部科学大臣の検定を経た教科書の定価の認可は、次の基準に適合するかどうかを審査して、これを行う。 一 文部科学大臣がインターネットの利用その他の適切な方法により別に公示する最高額以下であること。 二 「略」	
教科書の発行に関する臨時措置法（昭和二十三年法律第百三十二号）第十一条の規定による文部科学大臣の検定を経た教科書の定価の認可は、次の基準に適合するかどうかを審査して、これを行う。 一 別表に定める最高額以下であること。 二 「同上」	
備考 表中の「」の記載は注記である。	

別表を削る。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。